

# 令和5年第2回上三川町議会臨時会会議録

令和5年4月5日（水）

上 三 川 町 議 会

**【 閲 覧 用 】**



令和5年4月5日（水）

## 1 日 目

（議案上程審議、質疑・討論・採決）  
（議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）



令和5年4月5日

町議会臨時会会議録

令和5年4月5日第2回上三川町議会臨時会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第2番 鶴見 典明	第3番 篠塚 啓一
第4番 神藤 昭彦	第5番 小川 公威
第6番 志鳥 勝則	第7番 海老原友子
第8番 石崎 幸寛	第9番 勝山 修輔
第10番 田村 稔	第11番 津野田重一
第12番 稲見 敏夫	第13番 稲川 洋
第14番 高橋 正昭	

3. 欠席議員

第1番 田崎 幸夫

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里  
書記（主事） 吉田 知史

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
建築課長	星野 敏克	生涯学習課長	深谷 昇

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第27号 工事請負契約の締結について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設建設工事）

日程第4 議案第28号 町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町税条例の一部

改正に関する専決処分)

- 日程第5 議案第29号 町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町国民健康保険  
税条例の一部改正に関する専決処分）
- 日程第6 議案第30号 町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条  
例の一部改正に関する専決処分）
- 日程第7 議案第31号 町長の専決処分の承認を求めることについて（令和5年度上三川町一  
般会計補正予算（第1号））
- 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

午前10時10分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、御起立、願います。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 御着席ください。

令和5年第2回上三川町議会臨時会がここに開催される運びとなりました。議員各位におかれましては、慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますよう御期待いたします。また、議会運営につきましても御協力をお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただ今から令和5年第2回上三川町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は13人です。

なお、1番、田崎君から欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

---

(欠席議員 1番 田崎幸夫君)

○議長【高橋正昭君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第1、「会議録署名議員の指名」を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、2番・鶴見典明君、3番・篠塚啓一君を指名いたします。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。8番、議会運営委員長、石崎幸寛君。

(8番・議会運営委員長 石崎幸寛君 登壇)

○8番・議会運営委員長【石崎幸寛君】 本日招集されました令和5年第2回町議会臨時会の運営について、議長より諮問され、3月29日及び本日4月5日に議会運営委員会を開き、協議をしましたので、その結果について御報告いたします。

本臨時会に執行部から付議された案件は、議案5件であります。会期につきましては本日4月5日の1日間といたしました。

本日は会期等の決定後、執行部からの議案全てを上程し、委員会付託は行わないものとし、提案理由の説明後、全体質疑・討論を行い、本日採決をお願いいたします。その後、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査に対し採決をお願いいたし、全議案を議了したいと思います。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 お諮りいたします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第3、議案第27号「工事請負契約の締結について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設建設工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第27号「工事請負契約の締結について」、御説明いたします。

本案件は、上三川町大字上三川4173番地1の（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設建設工事を実施するための工事請負契約で、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約に当たりますので、提出するものでございます。

契約の内容は、契約金額1億3,385万円で、契約の相手方は、渡辺建設株式会社でございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。提案に反対者の発言を許します。9番、勝山君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 私は反対をいたします。

なぜ反対かということ、建てることには私は反対をしていません。今の情勢を考えまして、他国では人の殺し合いをしているわけです。戦争をしている最中にこのようなものを造るのは、時期が悪いんじゃないかと。もう少し世の中が落ち着いて、物価が落ち着いてからやるべきことじゃないかというふうに思ってます。

これは、国からの補助金は出たそうです。それで、残りは町の借金と基金の取壊しでしていくということなんですが、全てこれ税金ですから、町民が子供、孫の時代にずっと払っていきなきゃならないことです。またしても、隣にあるいきいきプラザがまだ返済が終わっていない状態でやることは、非常に町民に負担ばかりかけて、どうして今建てなきゃいけないというその理由が私には分からないんです。なぜ今なのか。私は邪推のことを言うとまた「質問を消せ」と言われるんで、どなたかがやらないと勝てないんじゃないかというようなことがあってね、造ってるんじゃないかというような邪推をしてしまうもので、決していいことではないと思うので、反対をいたします。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第27号「工事請負契約の締結について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設建設工事）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第4、議案第28号「町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町税条例の一部改正に関する専決処分）」から日程第6、議案第30号「町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部改正に関する専決処分）」までの3議案を一括審議といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第28号から議案第30号までを一括説明いたします。いずれの案件も、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

以上で議案第28号から議案第30号までの説明を終わります。慎重審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次採決いたします。

議案第28号「町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町税条例の一部改正に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第28号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第29号「町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第29号は承認することに決定いたしました。  
次に、議案第30号「町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部改正に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第30号は承認することに決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第7、議案第31号「町長の専決処分の承認を求めることについて（令和5年度上三川町一般会計補正予算（第1号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第31号「町長の専決処分の承認を求めることについて」、御説明いたします。

令和5年度上三川町一般会計補正予算（第1号）につきましては、主に、新型コロナウイルスワクチンが特例臨時接種により、令和5年度も継続されることになったことから、当該集団接種等事業費等につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月29日付で専決処分を行ったものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費を増額補正いたします。繰入金では、財政調整基金の基金繰入額を増額補正いたします。

歳出につきましては、衛生費において、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費を増額補正いたします。また、総務費及び教育費にて、会計年度任用職員それぞれ1人分の人件費について増額補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に1億1,945万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を121億5,345万2,000円としたものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 この新型コロナウイルスワクチンの対象者ですね。どういう対象者にするのか。それから、大まかでいいですけど、人数とか分かれば、目標人数はどのくらいにしているのか。

それですね、5回打って、「もう5回打てるからいいわ」という高齢者の声とかも聞くんですけど、そういう声とかは町としてはすくってるんでしょうか、その辺聞きたいです。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。まず一つ目の対象者に関してですが、令和5年度の新型コロナワクチンに関しましては、2回ほど接種が出てくる方がいらっしゃいます。まず、春開始接種ということで、こちらの対象者は65歳以上の方、また、加えて5歳から64歳で基礎疾患がある方、また、加えまして医療従事者、高齢者施設の従事者等の方、こちらの今の3種類

の方が5月8日からの春開始接種のほうの対象者になります。こちらに関しましては、上三川町では対象者は、65歳以上が6,500人、それ以外の基礎疾患がある方や医療従事者の方が1,100人と見込んでおまして、春接種に関しましては7,600人ほどを見込んでおります。また、それが終わりましたら、9月から予定しております秋開始接種、こちらのほうが始まります。こちらのほうに関しましては、町内にお住まいの5歳以上の方全てになっております。人数はそちらです。

また、「5回目を打ったからもう打ちたくない」というような意見に関しましては、町のワクチン担当にはそのような御意見はあまり入ってきておりません。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 ありがとうございます。

○議長【高橋正昭君】 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第31号「町長の専決処分の承認を求めることについて（令和5年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第31号は承認することに決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第8、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 以上で本臨時会の案件は、全て終了いたしました。

ここで町長より発言の申出がありますので、許可いたします。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 議長のお許しをいただきましたので、町議会臨時会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会では、工事請負契約の締結及び町長の専決処分の承認について、議案を提出いたしましたところ、原案どおり可決・承認をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます。可決をいただきました議案の執行に当たりましては、迅速かつ着実に執行してまいる所存でございます。今後とも、議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導と御鞭撻のほどをお願い申し上げ、閉会に当たりましての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【高橋正昭君】 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

令和5年第2回上三川町議会臨時会が本日開催され、提出されました案件を審議いただき、ここに閉会できますことを厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、令和5年第2回上三川町議会臨時会を閉会いたします。誠にお疲れさまでございました。

午前10時34分 閉会